

恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年条例第 1 5 号）
の一部を次のように改正する。

現行	改正案				
とができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、 <u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u>	とができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、 <u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u> の結果を把握しなければならない。				
	<table border="1"> <tr> <td><u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u></td><td><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td></tr> <tr> <td><u>乳幼児に対する健康診査</u></td><td><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></td></tr> </table>	<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>
<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>				
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>				
3 (略)	3 (略)				
第 17 条～第 41 条 (略)	第 17 条～第 41 条 (略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。